

千葉県消防団員分限懲戒審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防団の分限及び懲戒処分の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千葉県消防団員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、千葉県消防団員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第3条 委員会の委員は、副団長の階級にある者のうち、消防団長(以下「団長」という。)が任命する者7名をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、本部副団長のうち、団長が指定する者を充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代行する。

(書記)

第5条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員会)

第6条 委員長は、団長から分限又は懲戒に関する事項について諮問されたときは、委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(事前調査)

第7条 委員長は、審査のために必要があると認められるときは、書記及び委員長の指名する者に事実確認、当事者又は関係者に対する事情聴取、検証その他の調査を行わせることができる。

(審査)

第8条 委員会の議事は、委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、審査のために必要があると認めるときは、関係者の出席

を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第9条 委員は、自己若しくは3親等以内の親族又は所属団員に関する事項の審査には、参与することができない。ただし、委員長が審査に必要があると認めたときは、会議に出席し、発言することができる。

(答申)

第10条 委員長は審査が終了したときは、審査結果について団長に答申しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。